

3. 1877（明治10）年の太政官指令について

中野 徹也

1. はじめに

1877年（明治10）年3月、太政官は、内務省からの「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対して、「竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト」心得るべしとの指令を発した。いわゆる、1877（明治10）年の太政官指令¹である。

言うまでもなく、「竹島外一島」をどのように解釈し、位置づけるかは、きわめて重要である。日本政府は、「遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立」し、明治38（1905）年1月の閣議決定によって、「竹島を領有する意思を再確認」したとの立場をとっている²。しかし、「竹島外一島」に現在の「竹島」が含まれているならば、日本政府の立場が成り立たなくなる。

それゆえに、「竹島外一島」の解釈をめぐる、活発な議論が展開されてきた。すでに本研究会の委員による論稿が複数公表されているのに加えて、近年、竹島資料勉強会が、従来の議論とは異なる視点から指令の解釈を試み、その成果を収めた大部の報告書を目にすることができるようになっている。

本稿は、問題の重要性に鑑み、従来の議論およびこの報告書で示された知見を踏まえて、今一度論点を整理し、私見の提示を試みるものである。それでは、まず太政官指令の発出過程を確認してみることにしよう。

¹ 太政官指令は、「太政官ヨリ省庁ノ伺ニ指令スル者」である。内田てるこ「島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方伺」竹島資料勉強会報告書「『明治10年太政官指令』の検証」国際問題研究所（令和4年3月）57頁。したがって、太政官指令は特定の指令を指すものではないが、竹島問題との関係では、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対する指令を「太政官指令」と呼ぶことが一般化しており、本稿もこれにならう。一件資料は、『公文録』第25巻（明治10年3月内務省伺（1））に収められており、現在、国立公文書館のデジタルアーカイブで閲覧することができる。<https://www.digital.archives.go.jp/img/3018187>（最終閲覧2023年1月16日）。竹島資料勉強会「報告書の問題意識と各章の要旨」竹島資料勉強会報告書「『明治10年太政官指令』の検証」（日本国際問題研究所、令和4年3月）（以下、「報告書」として引用）1頁（注1）。本稿で引用する資料の現代語訳は、主として、竹島資料勉強会報告書「『明治10年太政官指令』の検証」の資料編に掲載されている訳によりながら、適宜修正を加えたものである。

² 外務省「竹島の領有4」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_ryoyu.html、「竹島の島根県編入2」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_hennyu.html（最終閲覧2023年1月16日）。

2. 起草過程

① 内務省地理寮による照会

1876（明治9）年10月5日、地籍編纂事業³にあたって内務省地理寮の田尻賢信と杉山栄蔵から、島根県地籍編製係に宛てて、次のような照会がなされた。

「貴管轄内隠岐国某方に当たり従来竹島と称する孤島があると聞きます。もとより旧鳥取藩の商船が往復した航路もあるとのこと、右は調査方を口頭でお願いしておいたところであり、加えて地籍編製地方官心得書第五条⁴の規定もありますが、なお念のため協議に及ぶものです。右五条に則り、そして旧記古図等を調査し本省へ伺い出されたく、この段照会に及びます。」
（乙第式拾八号⁵）

② 島根県による伺

この照会を受けて、同年10月16日、島根県は、「県令佐藤信寛代理 島根県参事 境 二郎」の名で、内務卿大久保利通を名宛人として、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」との標題を付した文書を提出した。

「貴省地理寮の職員が地籍編纂の実地検分のため本県を巡回された際、日本海の中に在る竹島調査のことにつき別紙乙第二十八号のとおり照会がありました。この島は、永禄年間に発見されたとのことで、旧鳥取藩時代元和四年から元禄八年まで おおよそ七十八年間、同藩領内伯耆国米子町の商人大谷九右衛門、村川市兵衛という者が旧幕府の許可を経て毎年渡海し、島中の動植物を積帰り内地に売却していたことは、すでに確証が有り、現在まで古文書、書簡などを持ち込んでいるので、別紙原由の大略と図面を添えて取りあえず上申します。今回、全島実地検分の上、委細をつまびらかに記載すべきところ、もとより本県の管轄と確定した訳ではなく、かつ、北海百余里隔たり航路も明らかでなく通常の帆舞船等は往返できるものでもないもので、前記大谷某村川某が持ち伝える記録について追って詳細を上申します。とはいえそのおおかたを推案すると、管内隠岐国の北西方向に当たり、山陰一帯の西部に貫附すべきかと思われるので、本県国図に記載し地籍に編入する等のことはどのように取り計らうのがよいか、何

³ 地籍編纂については、竹島資料勉強会「『日本海内竹島外一島地籍編纂方伺』の検討過程」
「報告書」（注1）19-20頁。島根県の地籍編纂事業については、内田てるこ「島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方伺」同上、48-55頁。

⁴ 「島嶼ノ隔絶シテ其地勢ヲ確知セラレサルモノハ方位距離廣狭等調査大畧ノ目的ヲ立伺出ヘシ」『法令全書』（明治9年、640頁）。塚本孝「“太政官指令”と元禄の日朝交渉」 「報告書」（注1）27頁。

⁵ 原文は、以下の通り。「御管轄内隠岐國某方ニ當テ 従来竹島ト相唱候孤島有之哉ニ相聞 固ヨリ 舊鳥取藩商船往復之線路モ有之趣 右ハ口演ヲ以テ調査方 及御協議置候儀モ有之 加フルニ 地籍編製地方官心得書第五条ノ旨モ有之候得共 尚為念 及御協議候条 右五条ニ照準 而テ旧記古圖等御取調 本省え御伺相成度 此段 及御照會候也」

分の御指令を伺うものです。⁶⁾」

添付されていた別紙原由の大略には、次のような記述があった。

「竹島、一名竹島と称する。隠岐国の北西、百二十里ほどに在り、周回おおよそ十里ほど、山が峻しく平地は少ない。川が三條あり、また滝がある。しかし、谷は暗く奥深く、樹木や竹が生い茂っており水源は分からない。……魚貝は枚挙に暇がない。中でも海鹿、鮑を特産物とする。……次に一島あり、松島と呼ぶ。周回三十町ばかり、竹島と同一航路上にある。隠岐からの距離は八十里ほど、樹木や竹はほとんど無い。亦魚獸を産する。⁷⁾」

③ 内務省による伺

伺を受けて内務省は、1877(明治10)年「内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島 密」の名で、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」と題する文書を、「右大臣 岩倉具視」を名宛人として、太政官へ提出した。

「竹島所轄のことにつき島根県から別紙の伺が出され、調査したところ、その島は、元禄五年朝鮮人入島以来、別紙書類に摘採するように、元禄九年正月第一号旧政府評議の旨意により、二号訳官への通牒、三号朝鮮国からの来簡、四号本邦の回答および口上書等のとおり、すなわち元禄十二年に至りやりとりが終了し、本邦には関係が無いものと思われませんが、版図の取捨は重大なことなので、別紙書類を添え、念のため伺います。」(嶋地第六百六十四号⁸⁾)

⁶⁾ 原文は、次の通り。「御省地理寮官員 地籍編纂莅檢之為 本縣巡回之砌 日本海中ニ在ル竹島 調査之儀ニ付 別紙乙第二十八号 之通 照會有之候處 本島ハ 永禄中發見之由ニテ 故 鳥取藩之時 元和四年ヨリ元禄八年マテ 凡七十八年 間 同藩領内伯耆國米子町之商 大谷九右衛門 村川市衛ナル者 旧幕府ノ許可ヲ経テ 毎歳渡海 島中ノ動 植物ヲ積歸リ 内地ニ賣却致シ候ハ 已ニ確証有之 今 ニ古書旧状等持傳候ニ付 別紙原由之大畧 圖面共相 副 不取肯 致上申候 今回 全島實檢之上 委曲ヲ具ヘ 記載可致之處 固ヨリ本縣管轄ニ確定致候ニモ無之 且 北海百余里ヲ懸隔シ 線路モ不分明 尋常帆舞船等 ノ 能ク往返スヘキニ非ラサレハ 右大谷某村川某カ 傳記ニ就キ 追テ詳細ヲ上申可致候 而シテ 其大方ヲ 推案スルニ 管内隠岐國ノ乾位ニ當リ 山陰一帶之西 部ニ貫附スヘキ哉ニ相見候ニ付テハ 本縣國圖ニ記載シ 地籍ニ編入スル等之儀ハ 如何取計可然哉 何分之 御指令 相伺候也」

⁷⁾ 原文は、次の通り。「磯竹島一ニ竹島ト稱ス 隠岐國ノ乾位 一百二拾里許 ニ在リ 周回凡十里許 山峻嶮ニシテ平地少シ 川三條 アリ 又瀑布アリ 然レトモ深谷幽邃 樹竹稠密 其源ヲ知ル能ハス……魚貝ハ枚舉ニ暇アラス 就中 海鹿 鮑ヲ物産ノ最トス……次に 一島アリ 松島ト呼フ 周回三十町許 竹島ト同一線路 ニ在リ 隠岐ヲ距ル八拾里許 樹竹稀ナリ 亦魚獸ヲ産ス」

⁸⁾ 原文は、次の通り。「竹島所轄之儀ニ付 島根縣ヨリ別紙伺出 取調候處 該 島之儀ハ 元禄五年朝鮮人入島以来 別紙書類ニ摘採 スル如ク 元禄九年正月第一号旧政府評議之旨意ニ依リ 二

「第一号旧政府評議」と記載されている文書は、1696（元禄九）年に、朝鮮国の抗議を受けて、江戸幕府が鬱陵島への渡海禁止を命ずるに至った顛末を記すものである。「二号訳官への通牒」は、幕府の命令を朝鮮国の訳官に伝えたことを記す文書である。「三号朝鮮国からの来簡」は、訳官から、幕府が鬱陵島への渡海を禁止したとの報告を受けた「朝鮮国禮曹參議 李善溥」が出した書簡である。「鬱陵島が我地であることは輿図に載せてある所であり、文献上も明らかで」、「貴州は、鬱陵島と竹島が一島にして二名であること」を承知しており、「その名称は異なるといえども」、「我が地であることは同じ」との記述がある。

「四号本邦の回答」は、これに対する返簡である。「口上書」は、これを補足して和館の館守が口頭で述べたことが記されている。竹島（＝鬱陵島）は、長らく朝鮮国で「捨て置かれ」、「日本の属島」であるかのような状況だったが、対馬守の尽力により、幕府は「誠信を以て通交する観点から」、日本人の渡海を差し止めた、との記述がある。

④ 立案第二十號

明治10年3月20日、太政官内で、次のような決裁書が起案された。

「別紙内務省伺 日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂の件、右は元禄五年朝鮮人入嶋以来 旧政府該国と往復の末 遂に本邦関係これ無く思われると申し立てている以上は、伺の趣を聞き置き左のとおり御指令になるべきかどうか、この段伺います。

御指令按

伺のおもむき、竹島ほか一島のことは、本邦関係ないものと心得よ。⁹」

⑤ 太政官指令

同年3月29日、太政官は、内務省による伺に対して、次のような指令を下した。

「伺之趣 竹島外一島之儀 本邦關係無之儀ト 可相心得事」
（伺のおもむき、竹島ほか一島は、本邦に關係がないものと心得よ。）

以上が、1877（明治10）年の太政官指令の起草過程である。

号譯官へ達書 三号該國来東 四号本邦回答及ヒ 口上書等之如ク 則元禄十二年ニ至リ夫々往復相濟 本邦關係無之相聞候得共 版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ 付 別紙書類相添 為念此段相伺候也」

⁹ 原文は、次の通り。「別紙内務省伺 日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂の件 右ハ元禄五年朝鮮人入嶋以来 旧政府該國ト 往復之末 遂ニ本邦關係無之相聞候段申立候上ハ 伺之趣御聞置 左の通御指令相成可然哉 此段 相伺候也

御指令按

書面^{伺之趣}竹島外一嶋の義 本邦關係無之義ト可相心得事」

3. 発出後の展開

1876（明治9）年12月、北島秀朝長崎県令から、大久保利通内務卿と寺島宗則外務卿に宛てて、「松島御開拓之儀ニ付上申書」が提出されている。これによれば、「松島」は、「樹木が繁茂している」島であるとされる。1877（明治10）年8月、すなわち、太政官指令が発出された後に、大久保内務卿は、北島長崎県令への回答書で、「該島」は、鬱陵島にあたる島であるとの認識を示していた¹⁰。

また、1881（明治14）年、島根県令境二郎は、内務卿および農商務卿に宛てて、「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」を送付した。

その内容は、おおむね次の通り。島根県那賀郡浅井村の士族大屋兼助外1名が、松島開墾願書を提出してきた。太政官指令により、竹島外一島は本邦に関係がないとされたはずだが、伐木事業をしている者がいる。もしやその後詮議され、該島は本邦の範囲内となったのか。この点を伺いたい¹¹。

内務省は、「日本海に在る竹島松島は、太政官指令により本邦に関係がないとされたと聞いているが、今般島根県より上記の伺が送られてきた。近頃、朝鮮国と談判や約束を行ったことがあるのか、一応承知しておきたい」として、外務省に照会している¹²。この文書には、上記③の「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」が別紙甲号として添付されており、標題の後に「外一島ハ松島ナリ」との注記が付されていた¹³。

これに対し、外務省は、次のような返信起案文書を作成している。朝鮮政府から、外務卿に対し、日本人が、その島へ渡航して、漁採伐木しているとの照会があった。調べたところ、事実だったので、当該者に撤収を命じ、帰国させている。朝鮮政府には、このようなことがないように申し付け、禁止する旨、回答することになったことを申達する¹⁴。

これを受けて、内務卿は、島根県に対し、「松島の件は、以前の指令の通り、本邦には関係がない」ので、開墾願は許可できない、との指令を発した¹⁵。

しかし、日本人が引き続き鬱陵島へ渡海していたので、1882（明治15）年に来日した修信使

¹⁰ この文書について、詳しくは、藤井賢二「新局面を迎えた『太政官指令』問題研究」（本報告書所収）、同『花房義質関係文書』で覆る韓国の『太政官指令』に関する主張、<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/hanabusa-dajoukan.html>（最終閲覧 2023年1月16日）。

¹¹ 「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」（明治14年11月12日）、杉原隆『竹島外一島之儀本邦関係無之について』再考-明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に-、https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04_j.html

¹² 「島地第1114号」（内務権大書記官西村捨三発外務書記官あて照会（明治14年11月29日））、同上。

¹³ 同上。

¹⁴ 外務省の返信起案文書（明治14年12月1日付け、11月30日起草）、同上。

¹⁵ 『明治十四年、明治十五年 県治要領』明治15年1月31日の項、同上。

朴泳孝が、再度外務卿井上馨に抗議するにいたった¹⁶。そこで、外務省は、太政官に、鬱陵島渡航を禁止する内達についての伺いを提出し、翌 1883（明治 16）年 3 月 1 日、太政大臣三条実美の名で、内務卿を名宛人として、次のような内達が出された。

「北緯三十七度三十分東経百三十度四十九分に位置する日本では松嶋または竹島、朝鮮では蔚陵嶋と呼ばれている島は、かねて日朝両国政府が合議により定めたこともあり、日本人はみだりに渡航上陸してはならないことになっている。各地方長官は、これに違反する者がないように諭達することを、内務省から命じなさい。その旨を内達する。」¹⁷

そして、内務省は、翌 1883（明治 16）年 3 月 31 日、全国の各府県知事に宛てて、次のような内達を出した。

「……日本では松嶋または竹島、朝鮮では蔚陵嶋と呼ばれている島は、かねて日朝両国政府が合議により定めたこともあり、日本人はみだりに渡航上陸してはならないことになっている。これに違反する者がなく、各自の管下に諭達しなさい。その旨を内達する。」¹⁸

4. 学説

紙幅の関係上、以下では、日本の学説を取り上げる。学説は、大きく 3 つに分かれている。

① 「外一島」＝「竹島」説

まず、太政官指令で言及されている「竹島」は現在の鬱陵島を、「外一島」は現在の竹島を指しており、明治政府は、鬱陵島と竹島を「本邦には関係がない」との指令を出したとの説である¹⁹。

この説によれば、島根県からの伺いに添付された一連の文書と地図の双方から、島根県が「竹島」（＝鬱陵島）と「松島」（＝竹島）を一括するものとして伺を出したことが明らかである。し

¹⁶ 杉原隆「清水常太郎の『朝鮮輿地図』について」、https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web_takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04-h.html（最終閲覧 2023 年 1 月 16 日）。

¹⁷ 原文は次の通り。「北緯三十七度三十分東経百三十度四十九分二位スル日本称松嶋一名竹島朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ儀モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違ノ者無之様各地方長官ニ於テ諭達可致旨其省ヨリ可相達此旨内達候也」「朝鮮国所属蔚陵島へ我國民渡航禁止ノ件」『公文録』明治十六年 第十三卷 明治十六年三月一四月。

¹⁸ 原文は、次の通り。「……日本称松島、一名竹島、朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也」山崎佳子「明治 16 年太政官内達の検討」前掲報告書（注 1）118-119 頁。

¹⁹ 堀和生「1905 年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』第 24 号（1987 年）104 頁、池内敏『竹島問題とは何か』（名古屋大学出版会、2012 年）（以下、池内『竹島問題』として引用）137-149、350-351 頁、同『竹島—もうひとつの日韓関係史』（中公新書、2016 年）（以下、池内『竹島』として引用）101、109、112-117 頁。

たがって、内務省からの「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」と題された伺にいう「竹島外一島」が「竹島」(＝鬱陵島)と「松島」(＝竹島)を指すことには議論の余地がない²⁰。「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」なる史料の解釈は、「テキストそのものにきちんと即して解釈すれば結論はひとつしかない。明治10年の日本政府中央は、竹島(鬱陵島)と松島(竹島)は日本の版図外であると公式文書で表明している、ということである」とされる²¹。

また、地理学者の田中阿歌麻呂が、1905年8月15日刊行の『地学雑誌』200号に、次のように記していることも論拠とされる。

「同島は去2月22日島根県令を以て、公然我が帝国の範囲に入り、行政上隠岐島司の管轄とせられたり、而して其当時吾人は同島の外国人により発見せられたる事実及、地形に関する一般を紹介し置きたるが、……此地は去る5月27日の日本海の家戦に依り、リアンコート Liancourt Rocks. 岩の名称の下に世上に知られたり、今此島の沿革を考ふるに其発見の年代は不明なれども、フランス船リアンクール号の発見より遙に以前に於て本邦人の知る所なり、徳川氏の時代に於て之れを朝鮮に与へたるが如きも、其の以前に於て、此島は或は隠岐に或は伯耆、岩見に属したり、明治の初年に到り、正院地理課に於て其の本邦の領有たることを全然非認したるを以て、其の後の出版にかかる地図は多く其の所在をも示さざるが如し、[以下略]」(下線は、引用文献による)

下線部が、「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」にみえる一件を承けての記述であることは明らかであり、1905年8月に、「明治の初年に[……]本邦の領有たることを全然非認したる」ことが指摘されている」のだから、「外一島」は今日の竹島を指している、とされる²²。

さらに、このように解釈しなければ、1905(明治38)年の閣議決定文との整合性が保たれない、と指摘する。閣議決定は、次のように述べている。

「別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具を備ヘテ海驢獵ニ着手シ今回領土編入並貸下ヲ請願セシ所此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所属隠岐島司所管ト為サントスト謂フニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレバ国際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司の所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム」(下線は、引用文献に

²⁰ 池内『竹島問題』(注19)146頁、同『竹島』(注19)112頁。

²¹ 池内『竹島問題』(注19)149頁。

²² 同上、350-351頁、同『竹島』(注19)117頁。もともと、田中は、翌年、この記述について、「全く竹島の記事に非ずして鬱陵島の記事なるが如し」と、誤解だったことを認める附記を掲載している。田中阿歌麻呂「隠岐國竹島に關する地理學上の智識」『地学雑誌』第18巻6号、419頁。下條正男「実事求是～日韓のトゲ、竹島問題を考える～第22回：朴炳渉氏の「明治政府の竹島＝独島認識」を駁す」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-2/takeshima05-d.html>

よる)

下線部は、次のように記している。「島は他国による占領の事実がない無人島であり、明治36年より中井養三郎が島に漁舎を構えてアシカ漁を始めた。そしてこのたび中井がその島の領土編入と中井への貸し下げを依頼してきたので、この際、島の所属と島名を確定する必要があり、この島を竹島と名づけ、今後は島根県所属隠岐島司の所管としたいということになった。そこで審査したところ、たしかに明治36年から中井がその島で漁業に従事してきたことは書類上明らかであり、そうである以上は国際法上占領の事実あるものと認めうるから、この島を本邦の所属とし、島根県所属隠岐島司の所管としても差し支えないと考える」。したがって、「閣議決定文は、閣議決定の時点で竹島が20年以上も前からすでに日本領であったなどとはひとことも述べておらず、それまで竹島を日本領と認識していなかったと読むのがきわめて総合的な史料解釈」であって、「明治10年の太政官指令は、文字どおり『竹島を日本領外とする』ものと了解するよりほかない」とされる²³

② 「外一島」＝「鬱陵島」説

これに対し、太政官指令にいう「竹島」と「外一島」は、ともに今日の鬱陵島を指すとの説もある。

この説によれば、太政官での決裁文書である立案第二十号は、内務省伺「日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件」についてのものである。この件名は、内務省からの伺に由来し、内務省からの伺の件名は、島根県からの伺に由来する。しかし、内務省からの伺は、島根県の伺の件名を継承しつつも、太政官への伺は、「竹島所轄之儀ニ付」と記されているので、内務省は、もっぱら「竹島」(＝鬱陵島)について「本邦関係無之相聞候」と判断したことになる。また、内務省が、その根拠として採用した資料(日朝交渉の記録一号から四号)も現在の竹島に触れていない。したがって、立案第二十号は、内務省の判断を肯定する形で決裁されたものであり、それを採用した太政官指令は、「現在の竹島を本邦関係無之としたものではない」とされる²⁴。

また、太政官指令発出後に出された諸文書も、この解釈を裏付けるものである、とされる。1877(明治10)年8月の大久保内務卿から北島長崎県令への回答書、1881(明治14)年の「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」、これに対する外務省の返信起案文書ならびに内務省の指令、1883(明治16)の太政官内達ならびに内務省内達は、いずれも「蔚陵嶋」、「松嶋」および「竹島」を、同

²³ 池内『竹島』(注19)114-116頁。なお、閣議決定をもって、「遅くとも17世紀半ばには確立した竹島に対する領有権を、近代国際法の文脈のなかに置き直したのだとする日本政府の公式見解は、「無理筋」であるとも言う。閣議決定文は『既に日本領であったものを、近代国際法の文脈に置き直した』ものではなく、『明治36年以来の活用実績に基づいて、いま日本領に編入する』と論じ、書いてあることが明瞭だからである、とされる。同上、116頁。

²⁴ 塚本孝「“太政官指令”と元禄の日朝交渉」「報告書」(注1)33頁。杉原隆「明治10年太政官指令一竹島外一島之儀ハ本邦関係無之一をめぐる諸問題」第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書(平成23年2月)12-14頁、
lhttps://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04-02/index.data/3_2chu-M10.pdf
(最終閲覧2023年1月16日)

一の島とみなしているからである²⁵。

③ 1883(明治16)年の太政官内達による変更説

最後に、仮に、1877(明治10)年の太政官指令が、「外一島」＝「松島」(＝竹島)を「本邦に
関係がない」としていたとしても、1883(明治16)年の太政官内達により、「外一島」＝「鬱陵
島」に解釈が変更された、とする説にふれておこう。

この説によれば、1883(明治16)年の太政官内達は、全国に向けられた指令であり、島根県に
向けられた1877(明治10)年の太政官指令よりも重い。また、1877年(明治10)年の太政官指
令は、「個別案件に係る法令ではないが、同じく太政官の内務省に対する指令という意味で対比
するとして、もし内容に齟齬があれば『後法は前法を破る』という原則(*Lex posterior derogate
priori*)の趣旨により明治16年の指令が明治10年の指令を”破る”(廃する)²⁶。

5. 考察

それでは、若干の考察を行うことにしよう。

まず、1877(明治10)年の太政官指令にいう「竹島」が鬱陵島を指していることに争いはな
い。そして、1877(明治10)年の太政官指令の起草過程、とりわけ島根県からの伺いに添付され
ていた「原由の大略」が「竹島」と「松島」を区別していたことに鑑みれば、指令にいう「竹島」
は鬱陵等、「外一島」は竹島をさしているとの解釈が「素直な」読み方ではある。

しかし、1877(明治10)年の稟議書である立案第二十號に、「松島」への言及がないこと、内
務省による伺の本文の「松島」は見当たらないことから、太政官が稟議の主たる対象と認識し
ていたのは「竹島」＝「鬱陵島」だったと推察するに足る理由もある。「外一島」＝「鬱陵島」
説は、最新の研究²⁷で、特に強調されているところであるが、起草過程の緻密な検討により、十
分に説得力のある有力な説である。

他方で、仮定の話ではあるが、1883(明治16)年の太政官内達による変更説は、支持できな
い。冒頭でふれた日本政府の公式見解によれば、1877(明治10)年の太政官指令と1883(明治
16)年の太政官布達との間に「齟齬」はないはずだからである。

6. おわりに

以上のように、1877(明治10)年の太政官指令にいう「外一島」も「鬱陵島」を指していたと
の説は、「外一島」は「竹島」を指しているとの説に十分対抗できる説得力を持っていると考え

²⁵ 杉原隆「第8回明治9年の太政官文書-竹島外一島之儀本邦関係無之について-」杉原通信
「郷土の歴史から学ぶ竹島問題」、

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/sugi/take_04g08.html (最終閲覧 2023年1月16日)、藤井「前掲論
文」(注10)。

²⁶ 塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について」『東海法学』第52号(2016年)70
頁、山崎佳子「明治16年太政官内達の検討」「報告書」(注1)119頁。

²⁷ 「報告書」注(1)。

られる。

しかし、なお解明されなければならない疑問も残されている。すなわち、1877（明治10）年の太政官指令が、「竹島」（＝鬱陵島）のみを対象にしていたならば、なぜ標題に「外一島」を残したのか。はたして、「稟議書によく見られるようにもともとの島根県の伺いにあった表題をそのまま案件名として利用しただけ」²⁸だったのだろうか。この点については、今後の課題とし、他日を期することにする。

²⁸ 杉原隆「明治10年太政官指令—竹島外一島之儀ハ本邦関係無之一をめぐる諸問題」第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書（平成23年2月）14頁、
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04-02/index.data/3_2chu-M10.pdf
（最終閲覧2023年1月16日）。